

第十七号

徳島県都市公園条例等の一部改正について

徳島県都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県都市公園条例等の一部を改正する条例

(徳島県都市公園条例の一部改正)

第二条 徳島県都市公園条例(昭和三十三年徳島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条)」を 「第一章 総則(第一条) に改める。

第一条中「(以下「都市公園」という。)の管理につき」を「の設置及び管理に関し」に改める。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 都市公園の設置基準等

(都市公園の設置基準)

第一条の二 法第三条第一項の条例で定める基準のうち県が設置する都市公園の敷地面積の総計に関するものは、県の区域内において県及び市町村が設置する全ての都市公園の敷地面積の総計を県の人口で除して得た面積が十平方メートル以上となることを標準とする。

2 法第三条第一項の条例で定める基準のうち県が設置する都市公園(以下「都市公園」という。)の配置及び規模に関するものについては、当該都市公園の特質に応じて本県における都市公園の分布の均衡が図られ、かつ、震災、風水害、火災その他の災害(以下「震災等」という。)が発生した場合における当該都市公園の避難場所、災害応急対策及び災害復旧のための活動の拠点、延焼防止のための空地等としての機能が発揮されるよう考慮するほか、都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号。以下「令」という。)第二条第一項第三号及び第四号(主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園に係る部分を除く。)に掲げる基準の例による。

(公園施設の設置基準)

第一条の三 法第四条第一項本文の条例で定める割合は、百分の二とする。

2 法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、令第六条第二項から第五項までに定める範囲とする。

(公園施設の配置基準)

第一条の四 都市公園に公園施設を配置する場合には、震災等が発生したときにおける当該都市公園の避難場所、災害応急対策及び災害復旧のための活動の拠点、延焼防止のための空地等としての機能が発揮されるよう考慮するものとする。

第十六条中「第三条」を「第一条の三及び第三条」に改める。

別表第二の二の表中「都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

(徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十五年徳島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「条例」の下に「(第二号に掲げる用語にあつては、第三条の四を除く。)」を加える。

第三条の次に次の三条を加える。

(公営住宅の整備基準)

第三条の二 法第五条第一項の規定により条例で定める公営住宅(法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の整備基準については、次条に定めるもののほか、同項に規定する国土交通省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる公営住宅等整備基準(平成十年建設省令第八号)第八条第二項から第五項まで、第九条第三項、第十条及び第十一条の規定は、法第二条第四号に規定する公営住宅の買取り及び同条第六号に規定する公営住宅の借上げ(公営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除き、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第二条第一項に規定する公的賃貸住宅等を買取り、又は賃借する場合にあつては、同法第六条第一項に規定する地域住宅計画に基づき実施される買取り又は借上げに限る。)に係る公営住宅については、適用しない。

(津波対策に係る基準)

第三条の三 公営住宅は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その入居者及び同居者並びに周辺住民等が当該公営住宅に円滑かつ迅速に避難できるよう、津波に対して安全な構造とするとともに、避難上有効な屋上その他の場所を確保し、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路を設けるように考慮して整備しなければならない。

(共同施設の整備基準)

第三条の四 法第五条第二項の規定により条例で定める共同施設の整備基準については、同項に規定する国土交通省令で定める基準の例による。

第五条第八号中「(法第二二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)」を削る。

第六条第一項第一号中「認められる者」の下に「(以下「在宅常時介護困難者」という。)」を加え、同項第二号中「がイ、ロ又はハ」の下に「(第十条第二項に規定する入居者(以下この号において「一般入居者」という。))の場合にあつては、イ又はハ)」を、「それぞれイ、ロ又はハ」の下に「(一般入居者の場合にあつては、イ又はハ)」を加え、同号ただし書を削り、同号イを次のように改める。

イ (1)から(3)までのいずれかに該当する場合 二十一万四千元(一般入居者の場合にあつては、十三万九千元)

(1) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族に(一)又は(ロ)のいずれかに該当する者がある場合

(一) 障害者基本法第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が(イ)、(ロ)又は(ハ)に掲げる障害の種類に応じそれぞれ(イ)、(ロ)又は(ハ)に定める程度であるもの

(イ) 身体障害 前号ロ(1)に規定する程度

(ロ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する一級又は二級に該当する程度

(ハ) 知的障害 (ロ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

(二) 前号ハ、ニ、ヘ又はトに該当する者

(2) その者が六十歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合

(3) 現に同居し、又は同居しようとする親族に十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者がある場合

第六条第一項第二号口中「政令第六条第五項第二号に規定する金額」を「二十一万四千元(当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千元)」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ イ及びロ(一般入居者の場合にあつては、イ)に掲げる場合以外の場合 十五万八千元(一般入居者の場合にあつては、十一万四千元)

第六条中第三項を第五項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 知事は、入居の申込みをした者が在宅常時介護困難者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 知事は、入居の申込みをした者が在宅常時介護困難者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。

第七条第二項中「、なお」を削る。

第十条第一項第一号口中「住宅地区改良法施行令」の下に「(昭和三十五年政令第百二十八号)」を加える。

第十一条中「第二項」を「第四項」に改める。

第十四条第一項中「、省令第十条で定めるところにより」を削り、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の承認をしなければならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると知事が認めるときは、この限りでない。

一 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第六条第一項第二号に規定する金額を超える場合

二 当該入居者が第四十一条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する場合

三 当該入居者が同居させようとする者が県税を滞納している者である場合

第十五条第一項中「省令」を「公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号。以下「省令」という。）」に改める。

第六十一条の二第二項第二号の二中「第六条第三項」を「第六条第二項の規定により職員に面接及び調査をさせること、同条第三項の規定により市町村に意見を求めること並びに同条第五項」に改め、同項第八号中「こと」の下に「及び同条第二項ただし書の規定により同居の必要があると認めるとき」を加え、同条第二項の表中「第六条第三項」を「第六条第二項、第三項及び第五項」に、「第二項」を「第四項」に、「又は第二項」を「又は第四項」に改める。附則第六項及び第七項を削る。

（徳島県流域下水道条例の一部改正）

第三条 徳島県流域下水道条例（平成二十一年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この条例は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、流域下水道の設置その他の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条の見出しを「設置」に改め、同条の表以外の部分を次のように改める。

次の表のとおり流域下水道を設置する。

第五条を第七条とし、第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

（構造の技術上の基準）

第三条 法第二十五条の十第一項において準用する法第七条第二項の条例で定める技術上の基準については、下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）第五条の八（第二号ただし書を除く。）、第五条の九（第六号を除く。）、第五条の十及び第五条の十一に定める基準の例による。

(終末処理場の維持管理)

第四条 法第二十五条の十第一項において準用する法第二十一条第二項の規定による終末処理場の維持管理は、下水道法施行令第十三条各号に定めるところにより行うものとする。

(道路法施行条例の一部改正)

第四条 道路法施行条例(平成十二年徳島県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

(道路の区分の変更)

第一条の二 道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第三条第二項本文の規定により第三種第四級に区分される道路は、地形の状況のほか、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同項ただし書の規定により第三種第五級に区分することができる。

(県道の構造の技術的基準)

第一条の三 法第三十条第三項の条例で定める県道の構造の技術的基準については、道路構造令第五条第一項本文、第二項及び第四項、第六条から第八条まで、第九条第二項、第九条の二、第十条、第十条の二第一項、第二項、第三項本文及び第四項、第十一条第三項、第四項本文及び第五項、第十一条の二から第十一条の四まで、第十三条第二項、第十四条から第三十一条まで、第三十一条の三から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第四項(法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分を除く)、第三十六条、第三十八条、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第四十条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第四十一条第二項において読み替えて準用する同令第五条第一項ただし書、第三項及び第五項、第九条第一項、第十条の二第三項ただし書、第十一条第一項、第二項及び第四項ただし書、第十三条第一項、第三十一条の二並びに第三十七条の規定の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第八条第二項</p>	<p>応じ</p>	<p>応じ、自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して</p>
<p>第十一条の四第一項</p>	<p>第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路</p>	<p>道路</p>
<p>第二十四条第二項</p>	<p>とする</p>	<p>とする。ただし、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造の舗装の歩道又は自転車歩行者道については、気</p>

第二十四条第三項	舗装道	舗装道（歩道及び自転車歩行者道を除く。）
第二十八条第四項	第八条まで	第七条まで、第八条（同条第二項にあつては、道路法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十一号）第一条の三ただし書の規定による読替え後の同項）
第二十六条	前条までの規定（第八条、第十三条、第十四条、第二十四条、第二十六条、第三十一条及び第三十三条を除く。）	第七条まで、第九条から第十一条の三まで、第十一条の四（同条第一項にあつては、道路法施行条例第一条の三ただし書の規定による読替え後の同項）、第十二条、第十五条から第二十三条まで、第二十五条、第二十七条から第三十条まで、第三十一条の二から第三十二条まで、第三十四条及び前条の規定
第二十七条	第八条第二項	道路法施行条例第一条の三ただし書の規定による読替え後の第八条第二項、同条第三項
第三十八条第二項	第八条第二項	第十二条 道路法施行条例第一条の三ただし書の規定による読替え後の第八条第二項
第三十九条第六項及び第四十条第五項	規定	規定（道路法施行条例第一条の三ただし書の規定により読み替えられた場合には、読替え後の規定）

第九条の次に次の一条を加える。

（県道に設ける道路標識の寸法）

第九条の二 法第四十五条第三項の条例で定める県道に設ける道路標識の寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年^{総理府}建設省^令第三

号)別表第二案内標識の部分、警戒標識の部分及び補助標識の部分(案内標識及び警戒標識に附置されるものに限る。)並びに備考一の二(9及び10を除く。)及び五(8の(3)及び(4)を除く。)並びに備考二の二に定める寸法とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正後の徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例第三条の三の規定は、この条例の施行の日以後に設置する公営住宅について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、第四条の規定による改正後の道路法施行条例第一条の三の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は適用しない。この場合において、当該部分に関しては、なお従前の例による。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により都市公園法等の一部が改正されたことに伴い、県土整備部関係施設の設置等に係る基準について条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。